

2 1 農山漁村振興交付金関係

(1) 農山漁村振興交付金について教えてください。

交付金の目的

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進することを目的としています。

交付金の仕組み

(1) 地域資源活用価値創出対策

地域活性化のための活動計画づくりや農山漁村の地域資源を活用し、新たな価値を創出する取組、施設整備等を支援

(2) 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組や農村型地域運営組織（RMO）形成を支援

(3) 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援

(4) 最適土地利用対策

重要な地域資源である農地について、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効活用や農地の粗放的な利用を行うモデル的な取組を支援

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援

(5) 情報通信環境整備対策

農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境の整備を支援

(6) 都市農業機能発揮対策

2 1 農山漁村振興交付金関係

都市部での農業体験等による交流を通じた都市住民と共生する農業経営の実現を図る取組等を支援

※なお、（１）、（２）（選択事業による）、（３）、（４）（採択事業による）、（５）、（６）の事業は、国の公募により実施される事業です（事業の内容は、それぞれの公募要領等を参照してください）。

事業を実施する場合

交付金により事業を実施しようとする場合は、「農山漁村振興推進計画」及び「事業実施計画」及び「年度別事業実施計画」を作成し国に提出しなければなりません。

(2) 中山間地農業推進対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域等の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援する。

事業の種類

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援

ア 地域の特色を活かした創意工夫にあふれる取組

関係団体や地域住民を対象とした地域づくり等の研修会、検討会等の開催、関係人口拡大のための情報発信策の検討 等

イ 所得向上や担い手の定着に向けた活動

普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加 等

ウ 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組

マーケット調査、営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等

エ 説明会・懇談会の開催

関係地区や地域毎の取組事例の説明会・勉強会、有識者を交えての懇談会 等

(2) 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上に関する取組

野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上

イ 販売力強化に関する取組

2 1 農山漁村振興交付金関係

高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化

ウ 農用地保全に関する取組

棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践

エ 複合経営に関する取組

農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組合せた半農地半 X の実践

オ 生活支援に関する取組

農村地域における生活支援の取組

※上記（１）のウのうち営農戦略・販売戦略の策定、新規作物導入の検討、（２）のアのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。

※ 上記（２）のオは、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用との取組を行っていること。

2 農村型地域運営組織形成推進事業

（１）農村型地域運営組織モデル形成支援

ア 一般型

地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する組織を支援する。また、当該取組のうち、地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。)と連携した(ア)の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を行う場合には「地域計画連携タイプ」として支援する。

（ア） 農用地保全に関する取組

持続的な農用地の保全

（イ） 地域資源活用に関する取組

農産物を含む地域資源の活用

2 1 農山漁村振興交付金関係

(ウ) 生活支援に関する取組

農村地域における生活支援

イ 活動着手支援型

農村型地域運営組織の裾野を拡げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につながる取組を支援する。

(2) 農村型地域運営組織形成伴走支援

効率的な農村型地域運営組織の形成及び都道府県単位の持続的な推進体制構築のため、以下の取組を支援する。

ア 全国単位における取組

各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行うプラットフォームの整備の取組等

イ 都道府県単位における取組

中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制を構築する取組等

※ 上記（１）の取組は次の事項に該当するものでなければならない。

- 1 農用地保全、地域資源活用及び生活支援に関する地域の将来ビジョンが策定されている又は事業実施初年度に策定されることとされていること。（（１）のアに限る。）
- 2 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること。

事業主体

都道府県、市町村、地域協議会（協議会は①規約等が整備されている、②市町村の参画、が必須）、民間団体

2 1 農山漁村振興交付金関係

採択要件

中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。

上記（１）において、地域計画連携タイプの場合にあっては、地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組であること。

補助率

	国	県	市町村 地元	備考
中山間地農業ルネッサ ンス推進事業	100.0%	—	—	
農村型地域運営組織形 成推進事業	100.0%	—	—	

※ 1（２）元気な地域創出モデル支援の上限は事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円まで）に該当支援の事業年度を乗じた額とする。

※ 2（１）農村地域運営組織モデル形成支援 ア 一般型 の上限は事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円（地域計画連携タイプは 1,200 万円）まで）に該当支援の事業年度を乗じた額とする。

※ 2（１）農村地域運営組織モデル形成支援 イ 活動着手型 の助成額の上限は 200 万円とする。

(3) 最適土地利用対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

重要な地域資源である農地等（農地、農業用施設及び土地改良施設並びに関連する土地をいう。）を有効活用するため、地域ぐるみの話し合いを通じ、地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進するために必要な資産基盤や周辺環境を整備する。

事業の種類

1 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想を策定し、その実現に必要な農用地保全のための活動、基盤整備や周辺環境を整備する取組

(1) 最適土地利用推進事業

- ア 土地利用構想の概定
- イ 実証事業
- ウ 土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組
- エ 省力化機械の導入
- オ 粗放的利用体制整備
- カ 農用地保全等推進員の措置

原則2年以上5年以内の計画を策定し、必要に応じ途中年度で変更を行う。

(2) 最適土地利用整備事業

- ア 粗放的利用のための条件整備
- イ 農用地保全のための基盤整備
- ウ 農用地保全のための農業環境整備

基盤整備は地域の最適な土地利用の実現に向け、地域の細かなニーズ

2 1 農山漁村振興交付金関係

に応じて5年以内に段階的かつ単年度毎に整備することが可能。

ただし、一度実施した工区には後年度で整備することはできません。

事業主体

都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地域協議会（地域協議会は、①規約等が整備されている、②市町村の参画が必須、③農業者及び農地所有者、農業者、地域住民は構成員として必須）又は農地中間管理機構

※地域協議会以外も市町村、農地所有者、農業者、地域住民の参画が必須。

採択要件

- （1）原則として、中山間地域等における複数集落を対象とする。
- （2）最適土地利用推進活動を通じて、土地利用構想を3年以内に策定すること。
- （3）賃借権・使用貸借権の設置・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。（水稻を除く。）
- （4）農用地保全の取組を行う場合には、粗放的利用の取組を1つ以上行うこと。

補助率

1 1 実施地区当たりの交付額の上限（各年度）

事業名	作業内容	交付上限単価・ 交付率
最適土地利用推進事業	・土地利用構想の概定 ・実証事業	1,000万円 定額

2 1 農山漁村振興交付金関係

	・調査、計画に関する取組 ・省力化機械の導入	
	(粗放的利用体制整備のうち、) ・放牧（家畜レンタル、家畜運搬、管理経費等） ・蜜源、緑肥、省力、景観作物等（種苗費、管理経費等）	10,000 円/10a
	(粗放的利用体制整備のうち、) ・緩衝帯整備（管理経費等） ・ビオトープ（管理経費等） ・計画的な植林（苗代、管理経費等）	5,000 円/10a
	農用地保全等推進員設置	250 万円 定額 ※3 年間
最適土地利用整備事業	・条件整備 ・基盤整備 ・農業環境整備	2,000 万円 55%

※粗放的利用体制整備については、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は対象外とする。

(4) 情報通信環境整備対策の仕組みについて教えてください。

事業内容

農村地域における農業農村インフラ（ほ場、農業用排水施設、農道等の農業生産基盤及び農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落防災安全施設等の農村生活環境基盤をいう。）の管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装を促進するための情報通信環境を整備する。

事業の種類

1 計画策定事業

ア 計画策定支援事業

(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査

事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討

(2) 試行調査の実施

(1) の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）

(3) 専門家の派遣、ワークショップ

(1) の作業を補完するとともに、地域のニーズに沿った情報通信施設の整備に関する合意形成を促進するため、農業農村における情報通信施設整備に精通した専門家の派遣やワークショップを実施

(4) 整備計画の策定

(1) ～ (3) の成果を取りまとめ、施設整備事業を字資するための基礎となる「情報通信環境整備計画（仮称）」を策定

2 1 農山漁村振興交付金関係

イ 計画策定促進事業

- (1) 農業農村の情報通信環境整備に関する全国横断的な課題への対応策及び横展開に関する取組
- (2) 農業農村の情報通信環境整備に取り組む地区への専門的な課題サポートに関する取組

2 施設整備事業

- (1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化の促進に必要な施設の整備
 - ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局）
 - イ 伝送用専用線（光ファイバ）
 - ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備
 - エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御やスマート農業を行うための設備
 - オ ア及びイを活用して地域活性化に有効利用するための設備
 - カ RTK-GNSS 基準局及び RTK-GNSS 基準局を利用してスマート農業を行うための整備
 - キ アからカまでの設置に要する経費
 - ク アからカまでの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）
- ※ア、イ、カのいずれかについて、必ず実施するものとする。

事業主体

都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会

採択要件

1 計画策定事業

ア 計画策定支援事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) 1地区あたりの事業工期が原則2年以内であること

イ 計画策定促進事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) 1地区あたりの事業工期が1年以内であること。

2 施設整備事業

(1) 事業実施計画を策定していること。

※農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する目標又はスマート農業の導入に関する目標のいずれかを定めること、地域活性化等に関する目標は任意とする。

(2) (1)に加え、下記の条件を満たすこと。

ア 1地区当たりの事業費の合計が800万円以上（事業の種類の2の(1)の力の整備にあっては200万円以上）であること。

イ 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあたっては、アに加え、受益面積の合計が20ヘクタール以上であること。
(中山間地域は5ヘクタール以上)

ウ スマート農業のための情報通信施設整備にあたっては、アに加え1地区あたりの受益者数が、農業者2人以上であること。

2 1 農山漁村振興交付金関係

エ RTK-GNSS 基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設 RTK-GNSS 基準局との離隔が原則半径 10km 以上であること。

(3) 1 地区あたりの事業工期が原則 3 年以内であること。ただし、社会情勢の変化や災害等の不測の事態の発生による機関延長等を考慮し、最大 5 年とすることができる。

※ 事業実施主体は、「農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領」中の参考様式第 1 号のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業計画等に添付して提出するものとする。

補助率

	国	県	市町村 地元	備考
	100.0%	—	—	計画策定事業
	50.0% (55.0%)	14%	36% (31%)	施設整備事業

・特定農山村法、山村振興法、過疎法の各法に定める指定地域については括弧書きの割合となります。